

花、天妃大神旗、又主装載」とある。松浦章「長崎来航唐船の経管構造について」(『史泉』四五、昭和四七年九月)は、『瓊浦偶筆』に「直庫、主装載物件」とあり、『唐船蘭船長崎入船便覧』に「直庫太鼓役」とあり、『赤嵌筆談』に「擇庫一名清理船艙」とあることを紹介している。

日本では『戊子入明記』に、応仁二年(一四六八)の遣明船三隻中の一号船に「知庫」三郎太郎の記名がある(小葉田淳『中世日支通交貿易史の研究』刀江書院、昭和四四年復刊、二二四・二二七頁)。

琉球国における直庫の職掌は未詳である。

(3) 日 執照(三二一一)によれば、初四日。

1-26-13

世子尚寧の、進貢謝恩のため長史鄭俊等を遣わす符文

(二六〇五、一〇、二〇)

琉球国中山王世子尚(寧)、進貢、謝恩等の事の為にす。

今、特に長史・使者・通事等の官の鄭俊等を遣わし、表箋文各一通を齎捧せしむ。海船一隻に坐駕し、馬四匹・生硫黄一万斤・

金結束黒漆鞆金起沙魚皮鞆腰刀二把・銀結束黒漆鞆銀起沙魚皮鞆

腰刀二把・鍍金銅結束黒漆鞆沙魚皮鞆腰刀二十把・鍍金銅結束黒

漆鞆袞刀一十把・鍍金銅結束黒漆鞆鎗一十把・細嫩練光蕉布二十

匹・紅花二百斤・土扇一百把を装載して京に赴き、進貢し謝恩す。

所廻りて今齎捧する方物は、仍お礼部に赴き告申して進収せしむ

る外、今、洪字第三十六号半印勘合符文を給し、都通事阮明等に付し、収執して前去せしむ。如し沿途の経過の各該地方の関津把隘の去処及び駅通・巡司等の衙門の官吏は、往廻して彼に到るに遇わば、即便に放行し、留難し遅慢するを得しむる母れ。須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

長史一員 鄭俊 人伴一十名

使者一員 毛鳳朝 人伴五名

都通事一員 阮明 人伴三名

存留在船使者二員 毛喜 馬三魯 人伴四名

存留在船通事一員 林世重 人伴二名

管船火長・直庫二員 鄭徳 嘉尼

貢謝の方物を除く外、附搭の土夏布二百匹

右の符文は都通事阮明等に付し、此れに准せしむ

万曆三十三年(一六〇五)十月二十日給す

符文

注*『明実録』万曆三十四年九月癸未・十月壬子の条に関連の記事がある。

(1) 阮明?—一六〇七年。久米村阮氏(濱比嘉家)一世。福建漳州府竜溪県の人。万曆十九年来琉、三十五年の進貢のあ

と北京から福建へ帰つて没す〔家譜(二)一七六頁〕とあり、実際の没年は一六〇八年か。

都通事一員 梁順 人伴三名

管船火長・直庫二名 蔡喜 錢富

右の符文は都通事梁順等に付し、此れに准ぜしむ

万曆三十七年(一六〇九)五月 日給す

符文

1-26-14

国王尚寧の、薩摩の侵入と貢期に遅れることを急報するため

正議大夫鄭俊等を遣わす符文(一六〇九、五、□□)

琉球国中山王尚(寧)、倭乱^①を急報し貢期を緩むるを致す事の爲にす。

今、特に正議大夫・使者・都通事等の官の鄭俊等を遣わし、水梢を率領し、小土船一隻に坐駕し、並びに生硫黄二千斤を装載し、福建等処承宣布政使司に前赴し、前項の縁由を投報せしむ、等の情あり。今差去する員役は、並びに文憑無くば誠に所在の官兵の盤駮して便ならざるを恐る。此れに拠り理として合に符文を備給すべし。此の爲に除外に今、洪字第五十二号半印勘合符文を給し、都通事梁順等に付し、収執して前去せしむ。如し閩津把隘^{とこ}の去処^{とこ}の官兵、驗実すれば即便に放行し、留難して便ならざるを得しむる母れ。須らく符文に至るべき者なり。

計開 赴京の

正議大夫一員 鄭俊 人伴一十名

使者一員 麻富都 人伴五名

注(1) 倭乱を急報し…〔二八〇三〕を参照。

(2) 日 執照〔三二二一六〕によれば十一日。

1-26-15

国王尚寧の、貢期に遅れたことを詫びて進貢するため王舅毛鳳儀等を遣わす符文(一六〇〇、一、二〇)

琉球国中山王尚(寧)、天恩もて乱に遭うを恤憐し、貢職を贖修するを懇乞す等の事の爲にす。

今、特に王舅毛鳳儀、長史・使者・通事等の官の金応魁等を遣わし、水梢を率領し、土船一隻に坐駕し、並びに生硫黄四千斤を装載し、福建等処承宣布政使司に前赴して、前項の縁由を投報せしむ、等の情あり。今差わす員役は、並びに文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。本府、除外に今、洪字第五